

新潟市結核予防費補助金交付要綱

(要旨)

第1条 市長は、市民の結核予防のため学校若しくは施設の設置者が行う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第58条の3に規定する経費を、第60条第1項の規定により予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象)

第2条 この補助金の交付の対象となる費用は、学校又は施設（国、県の設置する学校又は施設を除く。）の設置者の支弁する法第58条の3の費用とする。

(交付基準)

第3条 この補助金は、次の(1)から(3)までに掲げる額を比較して最も少ない額に3分の2を乗じて得た額とする。

- (1) 別表1の基準額欄に定める額
- (2) 別表2の対象経費欄に定める経費の実支出額
- (3) 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額

(交付の条件)

第4条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておかなければならない。

(交付申請書)

第5条 規則第6条第1項の規定による申請書は、別記様式第1号のとおりとし、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。ただし、交付決定の変更を申請しようとする場合は、別記様式第2号によるものとする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第6条 第4条第1号の規定により、市長の承認を受けようとする場合には、別記様式第3号による事業の中止（廃止）承認申請書を、事業を中止、又

は廃止しようとする日の20日前までに市長に提出しなければならない。
(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第7条 第4条第2号の規定により、市長の指示を求める場合には、事業が
予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由および
事業の遂行状況を記載した書類を市長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第8条 規則第13条の規定による実績報告書は、別記様式第4号のとおり
とし、市長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年12月1日から施行し、この要綱による改正後の新
潟市結核予防費補助金交付要綱の規定は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年12月1日から施行し、この要綱による改正後の新
潟市結核予防費補助金交付要綱の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年2月5日から施行し、この要綱による改正後の新
潟市結核予防費補助金交付要綱の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年2月25日から施行し、この要綱による改正後の
新潟市結核予防費補助金交付要綱の規定は、平成11年4月1日から適用す
る。

附 則

この要綱は、平成13年1月12日から施行し、この要綱による改正後の
新潟市結核予防費補助金交付要綱の規定は、平成12年4月1日から適用す
る。

附 則

この要綱は、平成13年12月5日から施行し、この要綱による改正後の
新潟市結核予防費補助金交付要綱の規定は、平成13年4月1日から適用す
る。

附 則

この要綱は、平成15年2月17日から施行し、この要綱による改正後の
新潟市結核予防費補助金交付要綱の規定は、平成14年4月1日から適用す

る。

附 則

この要綱は、平成16年2月17日から施行し、この要綱による改正後の新潟市結核予防費補助金交付要綱の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年3月3日から施行し、この要綱による改正後の新潟市結核予防費補助金交付要綱の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年2月23日から施行し、この要綱による改正後の新潟市結核予防費補助金交付要綱の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年2月22日から施行し、この要綱による改正後の新潟市結核予防費補助金交付要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年2月25日から施行し、この要綱による改正後の新潟市結核予防費補助金交付要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年3月12日から施行し、この要綱による改正後の新潟市結核予防費補助金交付要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年3月7日から施行し、この要綱による改正後の新潟市結核予防費補助金交付要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年11月27日から施行し、この要綱による改正後の新潟市結核予防費補助金交付要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年6月6日から施行し、この要綱による改正後の新潟市結核予防費補助金交付要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年12月24日から施行し、この要綱による改正後

の新潟市結核予防費補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市結核予防費補助金交付要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市結核予防費補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年11月30日から施行し、この要綱による改正後の新潟市結核予防費補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

別表1（第3条関係）

基 準 額	次に掲げる額の合計額 (1) 360円×胸部立位単純撮影を受けた者の人数 (2) 1,250円×胸部臥位単純撮影を受けた者の人数
-------------	--

別表2（第3条関係）

対 象 経 費	法第53条の二第1項の規定による健康診断のために必要な健診料
------------------	--------------------------------